

## 平成17年度総務省政策評価会（第3回）議事録

- 1 日時：平成17年6月29日（水）10:00～12:00
- 2 場所：総務省8階 第1特別会議室
- 3 出席者：中邨 章 明治大学大学院長  
荒巻 禎一 前京都府知事  
小澤 浩子 赤羽消防団団本部分団長  
北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授  
多賀谷 一照 千葉大学法経学部教授  
滝澤 光樹 株式会社インテック取締役 CTO 執行役員  
専務情報セキュリティ担当 技術・営業統括本  
部長  
増田 昌三 高松市長

### 【総務省出席者】

平井官房長、川崎政策評価審議官  
吉良官房会計課長、田中官房企画課長  
野上官房政策評価広報課長、佐藤官房政策評価広報課企画官

- 4 議事概要：
  - (1) 平井官房長挨拶
  - (2) 事務局から説明
    - 平成17年度総務省実績評価書総論（案）について
    - 平成17年度総務省実績評価書要旨（案）及び評価書（案）について
  - (3) 質疑応答
  - (4) 事務局から今後の予定について説明
  - (5) 川崎政策評価審議官挨拶

## 5 議事録

【野上政評課長】 本日は大変お忙しい中、また足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。政策評価広報課長の野上でございます。どうぞよろしく願いいたします。まだお2人お見えになっていない方もございますが、時間でございますので始めさせていただきたいと思います。

まず議事に先立ちまして、平井官房長からごあいさつがでございます。

【平井官房長】 官房長の平井でございます。本日はお忙しい中大変ありがとうございます。

前回、先週の評価会で、ご意見を頂戴いたしまして、それに基づいて評価書の一部手直しをいたしておりますので、その点についてもご覧いただきたいと思いますが、本会は前回よりもより難しいといえますか、数値目標とかアウトカム設定が大変難しいと考えられます「行政改革の推進」、「地方分権の推進」と、「新たな郵政行政の推進」というテーマでございまして、所管部局においても努力はいたしておりますが、大変至らぬ点が多くあるかと思っておりますので、ぜひ先生方のほうからお知恵を拝借させていただければというふうに考えております。本日につきましてもよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【野上政評課長】 ありがとうございます。それでは評価会を始めさせていただきます。中郵座長よろしく願いいたします。

【中郵座長】 おはようございます。中郵でございます。先週の第2回の政策評価会には突然のことで大変申し訳ありませんでしたが、体調不調のため欠席をいたしまして、北大路委員に座長を代わっていただくというようなことになりましたので、大変申し訳ございませんでした。おかげさまで何とか体調ももどに戻りましたので、今から第3回目の評価会を始めたいと思います。

本日は前回に続きまして、特に本日は行政改革の推進、それから地方分権の推進及び郵政行政の推進、この3つの関係についてご説明を頂戴するというところでございます。それでは企画官よろしく願いいたします。

【佐藤企画官】 企画官の佐藤でございます。よろしく願いいたします。

最初に前回の宿題につきまして整理をしたところについて、簡単にご説明

をさせていただいて、今座長からご指名のあった今日の課題に入りたいと思っております。大部の資料で恐縮でございます。資料5をご覧ください。「第2回政策評価会（6月22日）における委員意見及びそれを踏まえた修正等について」という紙をお出しいただきたいと存じます。

ここに簡単ではございますが、総論、要旨、各論、それぞれ先生方のご指摘をどのように原局と相談しつつ修正したかというところを書いてございます。恐縮でございますが今日も資料1から資料3まで、総論、要旨、それから評価書本体を用意してございますので、そこに即しましてどういうところに手を入れたか、簡略ではございますけれどもご説明をさせていただきたいと思えます。

資料1、総論の冊子を出していただきたいと思えます。2ページでございますが、前回構成がちょっと分かりづらいのではないかと話ございましたので、大きく分けてⅠ、Ⅱ、Ⅲ、という構成とし、「Ⅱ 旧基本計画」の状況を踏まえまして、「Ⅲ 新基本計画」がどうなっているという論理展開にしまして、それに付随しまして、内容もなるべく後からいろいろなことが出てくるのではなくて、情報量として先に出てくるものを前出しした形にしてございます。

それと、ご提示の中で総論にいろいろな例示をぶら下げた方がいいのではないかと話もございました。そこで、今回作りました要旨でございますが、要旨のところがある意味では例示ですので、それをまた簡略化するというのをやると、屋上屋になってしまいますので、よろしければこの総論と要旨、実際は各論と一緒に1つの冊子にはなるのですけれども、青い紙か何かを挟みまして、総論と要旨のところを一区切りというような編成ということで、要旨をもって例示に代えさせていただいたらありがたいと思っております。

次に3ページでございますが、ここの「4 政策評価の実施体制と評価結果の政策への反映」、このページの最後に実は昨年度2004年の経済財政諮問会議での指摘事項等を入れておりましたが、平成17年6月17日に政策評価制度の見直しの方向性等が出ておりますので、この記述についてこれから考えるべきことについては最後尾にまとめて付けてございます。

それから4ページをめくっていただきまして、この「総務省政策評価実施体制」の図表、ちょっと字が小さいということですので、大きくして見やすくしてございます。

それから5ページでございます。「数値化等の推進」とありますが、アウトカム指標について解説がないということでありましたので、その説明書きを入れてございます。

次に7ページでございます。7ページのここから「Ⅲ 新基本計画の策定」というところに入るわけでございますが、ここの文章でございますけれど、黒字でゴシックで抜きましたが、「16年3月30日決定に基づき」というところ等は後ろのほうに書いてありましたけれど、ここは評価の流れで大事なところでございますので前出し、ここのところを書いてございます。さらに同じページでございますが、「新基本計画の概要」というのが後ろに書いてございますけれど、ここのところも前の総論では後でごちゃごちゃ書いてありましたが、ここで「79から26に大括り化」、「政策体系を構築」という記述をまとめて書いてございます。

それから8ページでございますが、「政策体系の明確化」の図がちょっと前は見にくかったものですから工夫をいたしまして、このような図にしております。

それから10ページの「評価結果の概要」でございますけれど、類型Iから類型IVまでございまして、類型Iと類型IVが今はないということの説明もきちんとしておいた方がいいというご指摘をいただきましたので、ちょうどこの表の前のところ3行、「前年度に引き続き今年度も、目標が達成され、政策の役割を終えたとされたもの、成果が上がっていないとされたものに分類されるものはありませんでした」という記述をしてございます。

それから11ページになりますが、11ページの最初の図の最後のところでございますが「部局間の意思疎通」というところも、ここに前出しして書いてございます。

12ページを開けていただきまして、これは「評価書様式の改善」でございますが、前はさらっと書いていたのですけれど、ここのところは改善した部分を具体的に、読んで分かりやすいように記述をしてございます。

それから13ページでございますが、「評価会における指摘事項」というところで、前回、北大路先生にまとめていただきましたが、各委員から出していただいた指摘事項について、各論ではないところを6月22日の指摘事項ということで網羅的に概括してございます。ちなみに6月29日、本日いただいた指摘事項はまたこの最後に入れるということになっております。

最後のページでございますが、先ほど申し上げましたが2004年の経済財政諮問会議ではなく、6月17日の評価局のほうで出しました「政策評価制度に関する見直しの方向性」ということを書いてございまして、政策評価と予算編成の業務の連携、これなど2005年の経済財政諮問会議の骨太の方針でも言われておりますけれど、ここら辺のところをきっちり記述してございます。以上が総論でございます。

次に各論でございますけれど、資料3、今日は前半部をお話しするのが主でございますが、一番分厚いものでございますので、ちょっとページをめくっていただくことになろうかと思えます。それでは、97ページをご覧ください。

97ページから98ページにかけまして、97ページの最後のほうでございますけれど、このところ行政手続のオンラインについては単に整備したということではなく、オンラインがどれぐらい利用されているかという視点での記述が必要ではないかということなので、終わり3行から98ページの7行目まで、記述を加えてございます。

それから同じく98ページの最後のほう、「ウ 地方公共団体の情報化の推進」ですが、住民基本台帳カードについてということでご指摘いただきました。なかなか正直言って定量目標にはなりません、大事な施策でございますので、定性的にここに「電子自治体構築の基盤であることから、今後とも普及促進に努める必要がある」という2行書きの記述をさせていただいております。

あわせて99ページのところをご覧ください。小さな字ですが、「今後の課題と取組の方向性」とある中の最後の升目です。この「電子自治体の速やかな構築」のところにおいても、当然予算の視点も入ってまいりますので、「住民基本台帳カードの普及促進」を加えてございます。

それから112ページを見ていただきたいのですが、課の名前がいろいろたくさんあることについての整理ということがございましたので、例えば112ページを見ていただきますと、放送分野の話でございますが、放送政策課というところが取りまとめをしておりますので、そこをゴシックで記載しております、それに連なっている関係課、政策を持っている関係課は普通の字で記載しております。同じく121ページも、こちら辺、アプリケーション、コンテンツのほうでございますけれど、総合政策課というところが取りまとめをしておりますので、そこをゴシックにしております。

123ページでございますが、IT分野におけるプライバシー情報についての動きもいろいろあったはずだというご指摘を受けておまして、このところ、「プライバシー情報に関する懇談会」を開いたり、それから個人情報、IT分野でございますけれど、推進体制のための増員要求が認められているというような記述を新たに加えてございます。

さらに173ページをご覧くださいと思います。消防団につきまして、消防団の目標値はあるが、常日ごろの取組ということで、173ページのところの最後の升目でございますけれど、今の「消防団員の活動環境整備に関する調査検討会」の内容について詳述をしております。

あわせて175ページでございますが、「目標の達成状況の分析」で住宅防火対策につきましては、「家庭用消火器具や出火危険の少ない火気器具等の普及などの住宅防火対策についても推進することが必要である」という取組について、「(ア)住宅防火対策」のところの最後の3行目のところに書き加えてございます。

それから195ページでございますが、195ページの「今後の課題と取組の方向性」の上のところ「AED」、総務省の1階にもありますけれど除細動器でございますが、これについては、去年から試みが始まって公共機関等の据えつけ等を奨励しているわけですが、定量目標というのは難しいのですが、このところ「空港等」、「等」というのは公民館とか公共の施設を表しておりますけれど、「においてもAEDの設置が進められるなど更なる救命効果の向上が期待される」ということで具体的な記述をしております。

以上が各論に直したところをごさいます、要旨のところは原局とも相談いたしまして、住民基本台帳の話は要旨のところ、要旨は資料2でございすが、13ページをご覧ください。住民基本台帳カードにつきましてはこの要旨の13ページの「3. 地方公共団体の情報化の推進」の最後のパラグラフですが、「今後は」というところで施策の羅列がございすけれど、「住民基本台帳カードの普及促進」という文言を入れさせていただいております。

それから効率性というものについて表記が各論でいろいろ見られるようになったが、記載についてはまだバラバラであり、これから研究が必要だというご指摘をいただいていたところでございます。恐縮ですが、資料5の次に資料6という横の冊子を付けておりますので、ちょっと見ていただきたいと思います。とりあえず資料6に、今回の効率性というものがどういうところに出てきたかということ、今日の説明の部分にもあるのですけれど全部抜き書きをさせていただきます。ただ、最後の5ページ、この冊子資料6の5ページを見ていただきたいのですが、ここに「政策評価法における効率性の位置づけ」とちょっと書いてありますけれど、実は政策評価法の第三条（政策評価のあり方）というところで、ここでは2行目でございますが、「必要性、効率性又は有効性」ということになっておりまして、なかなか効率性の分析というのは、まだ発展段階だということでございます。ただ1ページ目を見ていただきまして、今日のご説明にもあるのですけれど、例えば「地方公共団体の地域づくり支援」のところ、いろいろな地域支援をやってもいいのでしようが、循環型社会とか少子高齢化とか地域資源の有効活用とか、それぞれ今、自治体の共通課題の中で国として取り上げて波及効果があるものを重点的にピックアップするというような効率性の分析とか、2ページをご覧ください、これは前回ご説明いたしました、政策16のところでございますけれど、携帯電話のエリア拡大について、衛星を使ってもいいということが将来出てくるかもしれませんが、今それは現実的には普及が極めて低調であるために、地上でいろいろ基地局を作っていくしか代替手段がないということ等、効率性ということで多少は効率の名に値するような分析がやっと始まったところでございます。このところはこれからの評価をしていく上での課題ということで、また先生方のご指摘を受けつつ、やらせていただければ

と存じます。

以上が、前回のご指摘について概略のご説明をいたしました。

よろしければ本日の評価書の内容について入りたいと思いますが、資料2と資料3をまたお手元に置いていただきまして、資料2は開いていただきまして、前回と同じように資料3に即しまして、評価の観点から非常に意味のあるところを中心にお話をさせていただきたいというふうに思っております。

資料2のところでは1ページを開けていただきまして、政策1のところから入ります。資料3、本編では1ページをご覧いただきたいと存じます。

政策1でございますが、これは「行政改革の推進・行政管理の実施」ということでございます。1ページの真ん中のほうに政策の背景を書いておりますが、中央省庁再編以後、13年1月からおおむね5年間は集中改革期間ということになっております。めくっていただきまして2ページでございますが、「3 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法等」と書いてございすけれど、16年12月24日に行革方針が出ておりまして、「新たな府省の編成以降の定員管理について」の削減目標ということでございますが、「17年度から21年度までの5年間に平成16年度末定員の10%以上を削減することを目指す」というふうにされております。3ページ、その旨を表のところにと落ちておりますが、これはやや分かりづらいのですが、10%というのは年度の削減率でございまして、25%の純減とあるのですが、これは累積削減率ということで二重の目標値というのがかかってございます。こちら辺のところは1番のところ、要旨の政策1の1のところはこの表を抜いてございます。

7ページをご覧ください。「目標の達成状況の分析」でございます。このところは目標を上回るスリム化を達成してきたということが書いてございまして、16年度までということでしたが、「なお」というのが中段に書いてございすけれど、17年度は「計画削減を上回る大幅な削減」ができたこと、「過去最高となる1.66%の削減率を達成」できたということと、最近治安、入管だとか消防もそうでございますが、真に必要な部門、安全安心の部門については思い切った増員もしてきましたという分析がなされております。

8ページをご覧ください。中段でございすけれど、そういう状況を考え



ますと「必要性及び有効性」も確認されたということになっております。ただ、「今後の課題」のところでございますけれど、9ページの上段のところを見ていただきまして、「17年夏」まさに今夏でございますけれど、「定員削減計画を改定し、これまでの削減目標を倍増」させていかなければいけませんということなので、より厳しい目標を設定して有効性、必要性を追求していかなければいけないということになっております。

なお、このところは公益法人の話が要旨の3に書いてございますけれど、公益法人の話は8ページに戻りますが、表になる前のところでございますけれど、公益法人につきましてはいろいろな研修をやっているわけでございますけれど、「参考になった」満足したというのが全体の9割等、各種研修の受講者の満足度も上がっているということでございます。

10ページを見ていただきたいのですが、10ページでは有識者の知見ということでございますけれど、まず行政改革につきましては、アのところに書いてございますけれど、早稲田大学の塚本教授の意見ということで、なかなか辛口でございますが、行政改革については単に数が減るだけではなく、「どのような姿を目指し、それが国民にとってどのようなメリットがあるか」を示すことという指摘がなされているのと、あと増員効果の検証についても「勤務実態について検証」すること、それから公益法人につきましては「効率的・自立的な事業運営の在り方」ということを、研究会が開かれていたけれど、この中で、例えば内部留保というのが公益法人にあるわけでございますけれど、その説明責任をきちんと果たしていくこと等の指摘がなされているところでございます。

要旨をまた開いていただきまして2ページに入ります。各論では12ページから始まってございますが、今度は「地方行革」でございます。13ページを見ていただきますとそこに図表が、要旨に載っている数値を落とし込んでございまして、まず「主な指標」、地方公共団体において行政改革大綱をどれだけ作っているのかという指標を見ておりますが、ほぼほとんどの団体が作っていると。それからこのところは3番目に地方に公営企業があるわけでございますけれど、その公営企業はバスとかそういう事業でございますが、中長期的な経営計画を適切に作成しているか、という指標をここに落として

ございます。さらに、少々見にくいのですが、各地方公共団体で定員の公表状況や給与の公表状況がどうなっているのかということを書いてございます。ここを見てくださいと、すごく小さくて恐縮ですが、①の「地方公務員数の推移」については、合併の効果もございますが、地方団体職員が減少しているという傾向値がございます。

14ページをご覧くださいまして、地方行革のほうは、6行目でございますけれど、「17年3月29日付けで「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」、これは略して「新地方行革指針」というふうに言っておりますが、これが出ておりまして、これに基づいてさらなる行革を促しているところでございます。

15ページをご覧くださいたいのですが、先ほど申し上げましたように目標の分析のところでございますが、行政改革大綱についてはほぼすべての地方公共団体で策定をしておりますということでございますけれど、ただこの公表ということを考えますと、まだより一層の推進を図らなければいけないという分析がなされております。それから給与のところでございますが、「②給与の公表状況」についてというところの分析ですが、実は地方公務員法が今年度施行で前年の定例国会で改正されておりまして、給与を含めた人事運営等の情報の公表が義務づけられているということがございます。一方で今特定の自治体の中で、マスコミにもよく出ておりますが、給与の構造についていろいろ批判も出ているところでございますので、ここのところ、それらも受けまして、「地域の民間給与の状況をよりの確に反映するための施策の推進」、これからのこととなりますけれど、これが必要であるという分析がなされております。

16ページをご覧ください。先ほど申し上げました「新地方行革指針」に基づきますと、「集中改革プラン」ということで各自治体が自分のところは例えばこういうところ、給与のところを改善しようというような、集中してこの17年度中に改革プランを公表するということになっておりますので、次期の評価に当たりましては、ここのところを重点的に評価していくということも重要になろうかと存じます。

次に18ページでございます。「政策評価」、国の政策評価全般についての

分析でございます。要旨では政策3になっております。18ページは背景を書いておりまして、先生方ご案内のとおり、総務省は行政評価局がござい  
ますが、中段に書いてありますように、政策評価制度自体の制度官庁でもあり  
ますし、評価専担組織、評価を専ら行う組織としての役割、二重の役割を持  
っているところでございます。

次に20ページをご覧ください。ここのところを達成目標に、要旨の中に  
落としてございますが、グラフが書いてございますけれど、まずは「各府省  
における評価の実施及び質の向上」ということで、数値化の割合がどれだけ  
向上しているのかということ、平成16年度は霞が関全体で55%になり  
ましたという数値が出ております。それから、そのちょっと下のところなん  
でございまして、「各府省における評価結果の予算要求等政策への反映」  
なんです、100%ということ、ここに評価しているようなことについ  
ては何らかの形で予算要求上政策等に反映はしているという書きぶりになっ  
ております。

21ページをご覧ください。21ページのところの上段でございまして  
、総務省のホームページの中に「政策評価の総合窓口」、これは総務省だけ  
の政策評価じゃなくて霞が関全体の政策評価の総合窓口がありますが、これ  
が16年度は目標のアクセス件数6万件を上回しまして、63,682件にな  
っているという分析がなされております。

24ページをご覧ください。24ページのところの上段でございまして、「目標の達成状況」ということが  
書いてございまして、目標の達成状況は今申し上げましたように「数値化等  
の割合は毎年度向上している」と、それからアクセス件数も目標値の6万件  
を上回ったということで、一定の有効性がなされているところでございます。  
しかしながら、前回から申し上げています6月17日に政策評価の見直しの  
方向性が出ましたし、それから2005年の骨太の基本方針も出ました。そ  
ういう状況の中で、より高度な取組をしていかなければいけないというこ  
とで、その下のところに「今後の課題」について書いてございます。1つは「各  
府省が行う政策評価の質の更なる向上」ということで、「目標の数値化等の徹  
底」、それから「アウトカムに着目した指標の設定」の徹底ということを図っ  
ていきたい。それからめくっていただきまして25ページでございまして、

「政策評価と予算・決算との連携の強化」、これは当評価会でも常に言われていることですが、これを果たしていきたい、ということをおっしゃいます。

それから26ページを見ていただきたいのですが、霞が関の評価全体についての「学識経験」ですが、国立国会図書館の田辺先生に全体を見ていただいたところ、押しなべて「指標の設定状況等について、前回に比べ分かりやすくなった」という評価をいただいたという指摘がございます。

要旨をめぐっていただきまして4ページ、5ページ、政策4、政策5に入らせていただきたいと思っております。各論では32ページでございます。これは「行政評価・監視」と「行政相談」という2つの項目についての政策評価になっております。

33ページを見ていただきたいと思っております。指標が2つございまして「行政評価・監視」、それから「相談」でございますけれど、「前年度に実施した行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し」の指標、「目標値90%」、それから行政相談「苦情あつせん案件の解決」をどれだけ図ったか、これも90%でございますが、別紙に詳しくは落としてございませぬけれど、この「行政評価・監視に係る勧告等」について、回答は16年度は89.2%、その後の改善状況も95.4%は改善したと、それから「苦情あつせん案件の解決率」も95.1%だったという分析がなされております。

34ページをご覧いただきまして、「前年度評価における主な課題」とここに書いてございますが、1つにはここに書いてございます「行政苦情110番」に全国統一番号をつけたとか、相談の枠組みの、相談センターの箇所数を増やした、それから被災地において、前年度は災害が多かったわけでございますけれど、特別相談活動の実施も行ったというようなこともあったということが書かれてございます。

35ページ、「目標の達成状況」でございますが、以上設定した目標をほぼ達成したということでございますけれど、これらを踏まえましてまたより高度な取組をする必要があるという分析がなされております。

36ページでございます。このところも先ほどの田辺先生に評価してもらったところ、「前回に比べ分かりやすくなった」ということでございますけ

れど、行政相談のところでございますが、実は行政相談の件数自体が、5、6年前に比べてかなり減ってきている、半分ぐらいになっているというのが後で出てきますけれど、そういう状況を受けましたら、量の分析というよりも、あっせん件数自体のどういう推移があるのかという分析もきちんとやってほしいというような指摘が出ておりますので、これらは次回の評価書を見まして、評価局のほうで分析をしていくものと思われまます。

次に45ページをご覧ください。ページが欠落しておりますけれど、これはわざとずらしてあります、45ページの各論を見ていただきたいと思いまます。ここは「行政の透明性の向上と信頼性の確保」でございますが、ここは実は、情報公開、個人情報保護のほうをやっておりますけれど、国としての情報公開・個人情報等を自治体に対して促す意味での情報公開と個人情報保護、2つ重ねてまとめて書いてあるということでございます。そのところは有機的に政策を連結させるという試みになっておりまして、行政管理局と自治行政局のほうで相談しながら1つの政策評価をしていったということでございます。ただ、45ページの「個人情報保護」のところに書いてございますが、実は個人情報保護については民間の皆様にも適用される個人情報保護法制と、霞が関が気をつけなければいけない、ここに書いてあります「行政機関個人情報保護法」それから「独立行政法人の個人情報保護法」、これら2つとも4月1日に施行されたばかりでございますので、これらに基づく分析、政策評価というのは次年度以降からということになります。

次に47ページでございます。ここは、自治体のところは従前から行政手続のほう、情報公開のほうの条例を作るようにということで促しておりますので、指標を載せているところでございます。

48ページをご覧ください。「目標の達成状況」の分析でございますけれど、国のほう、情報公開のほうは、「件数は、施行以来、年々増加」していますと、「ほとんどすべて（約99.5%）が開示決定等の期限内に開示決定」が行われていますということでございます。一方、情報公開法が施行されて、解釈・運用に当たってのいろいろな貴重なデータも積み重なってきたということが書いてございます。

49ページをご覧ください。49ページのところ前段では、そういう意味

でも質的にも量的にも拡充してきたわけですが、今見直しに入っておりますが、「情報公開法の制度運営に関する検討会」というものが開かれてきたわけですが、さらに例えば開示されてから、その開示期間というものをもう少し短くできないか等々、よりよい制度として発展させるよう取り組むというような方向も出されております。個人情報保護のところは、そういう意味では新法が4月1日に施行されたばかりでございますので、ここの分析のところは旧法に従った分析になっております。

50ページのところは「地方公共団体における行政手続条例及び情報公開条例」なんですが、ほぼすべての団体について制定済みであるということでございます。

要旨のところをめぐっていただきまして、政策6と政策7に入りたいと思います。各論では52ページでございますが、これは「国家公務員の適正な人事管理の推進」ということでございます。53ページを見ていただきたいと思います。実は初めて、なかなかこの人事管理も政策評価しづらい分野でございますが、初めて記述をしたところがございます、それは3の(2)でございます。「政策評価の観点及び政策効果の把握の手法」でございますが、「人事管理自体は各府省において行うものであり、具体的な目標及び目標値を設定することは困難」ですと、しかしながら「人事管理の取組状況を示す指標」によって、定性的な目標ということで達成状況を把握していきたいというようなことをはっきり書いてございまして、以下指標等、正直申し上げますといろいろ「人事交流の実施状況」だとか、いろいろな各種講習会の導入状況等も指標を重ねて書いているところでございます。

55ページでございます。ウのところ、3行書きにはなっておりますが、「国家公務員の健康管理・安全管理施策の推進」というのは、実は今年度評価で初めて出てきたところがございます、指標的には講習会の開催状況とかそういうところで分析をしております。

56ページをご覧ください。「5 目標の達成状況」でございますけれども、各種啓発事業については約9割の人間が満足と、各種講習会では回答していますという分析をしております。

次に58ページですが、ただ、ここのところですが、学識経験の方、立教

大学の原田先生にお伺いをしたところ、人事管理自体というのは非常に難しい、実績評価は難しいということは理解するけれど、「複数年度を見通した目標・計画を設定」してみたらどうかという指摘と、あと、人事行政分野は非常に広い分野ですので、「国家公務員の適正な人事管理の推進」ということで、今の指標ではなかなか評価しづらいと指摘されていますので、ここら辺のところ、ただ人事・恩給局の立場で言えば、初めていろいろ定性分析ということに乗り出してみるところでございますから、これからまたいろいろ研究していきたい分野かと存じます。

政策7でございますが、こちらは「地方制度・地方行政体制の整備」ということになっております。59ページのところでございますが、こちらのところもなかなか数値等を用いての評価が難しいところでございまして、「3政策の達成目標及び政策評価の観点等」のところ、最後のほうでございますけれど、「地方制度のあり方全般に関わるものであり、一定の指標等により目標を定め達成状況を図ることは困難」ですが、「地方制度の現況、市町村合併の状況、行政改革の取組状況等」を総合的に分析して、達成状況の把握に努めたいという基本方針を書いております。

60ページをご覧ください。地方自治法の一部改正ということで後でご説明しますけれど、より分権型の地方自治法の一部改正もありましたが、合併のところでございますけれど、実は合併につきましては「人口規模別の市町村数」の3つ目のところでございますけれど「18年3月31日現在（申請済みベース）」ということですが、1,822まで自治体が縮減される、数が減ることになっております。実は「合併協議会の設置数」というのも前年度までは並べて数値として表していたわけですが、実際合併の実現に伴い、合併協議会自体も減少しておりますので、ここでは合併市町村数自体を代表させて指標としているところでございます。それからこのところ、先ほどと一部重なりますけれど、行政改革大綱とか情報公開、行政手続条例の制定率の数値を入れてございます。

62ページをご覧くださいなのですが、地方自治法の一部改正がございまして、平成16年5月19日に成立してございますけれど、その中で例えば地方自治区、市町村内の一定の区域を単位とする地方自治区ができたり、

それから都道府県の自主的合併手続との整備をしております、都道府県の発意に基づき合併の手続に入ることができる等々、より市町村、都道府県の立場に鑑みた、分権を助ける形の地方制度の整備をしているところでございます。「市町村合併の推進」のところは同じ62ページの最後に「平成18年3月末までに、全国の市町村は1,822に再編される」ことになっておりまして、この政策目標の一番の基盤でございます、市町村の行財政基盤の強化に有効性が認められるという分析をしております。

63ページをご覧いただきたいと思いますが、このところは実は再掲でございます、行政改革大綱のところは政策2の1で、それから行政手続条例等につきましては政策5の2で分析しておりますので、割愛させていただきます。

では要旨の8ページ、9ページをご覧いただきまして、各論では66ページ。これは公務員制度でも「地方公務員制度」のほうでございます。

67ページを開けていただきまして、先ほどお見せしましたが「地方公務員数の推移」等の表が出ております、これを見ていただいて、地方公務員数は対前年減をしていっていると。それから68ページの表でございますけれども、「人材育成基本方針の策定状況」、これを要旨の「3. 人材の育成・確保」の表にも載せております。

69ページをご覧ください。今、地方公務員の人事制度につきましては、より客観的な評価をしていくということで、「能力・実績重視の人事制度の確立」ということが一番大事になっておりまして、そのところについての表記をしています。実はその中でも、「イ 定員管理及び給与の適正化」につきましては、先ほど申し上げましたように給与構造についての問題がございますけれども、これから鋭意、取り組んでいかなければならないということでございます。

70ページ「ウ 人材の育成・確保」のところ、人材育成基本方針を策定している団体は増加」基調にございまして、これ自体はいいことでございますが、今後も国としての助言等の取組をしていかなければならないとしております。

71ページでございますが、このところも「集中改革プラン」と先ほど



申し上げましたけれど、17年度、各自治体で集中改革プランを上げてきますので、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」というのを最後に書いてございますけれど、そこでの議論と相まって、またここの政策の重点化をしていきたいということでございます。

72ページでございますが、ここで「地方財政」の話に入ります。地方財政、それから次の税務のところもなかなか分析がしづらいところでございますけれど、72ページの(2)をご覧ください。ここのところで「地方財源の確保」という政策目標については」と書いてございますけれど、「毎年度、地方財政計画の策定を通じて最終的に達成されるものであり、あらかじめ定量的」な指標で「政策効果を把握・評価するという手法はなじまないが」と書いてございます。しかしながら、「参考となる指標を総合的に勘案して」有効性を分析していきたいということを書いてございます。

73ページを見ていただきたいのですが、ここは分析のところの表に落としてございますが、平たく言えば17年度、地方財政計画の規模は縮減し、一般財源比率は高め、地方債依存度は低減し、借入金残高の増分が減じ、地方債計画の規模というのも減っているということで、効率的な地方財政計画を編んでいるという説明になっているかと存じます。

74ページでございます。もう一つ、「公債費負担の適正化」ということもございますけれど、ここのところも「昭和62年度から公債費負担適正化計画を確認した団体に対して財政上の措置を講じ」ていますという記述をしてございます。「前年度評価における主な課題」と「対応状況」ですが、三位一体の改革は2004年がございまして、今も実は2005年の三位一体の改革があるわけでございますけれど、そういう状況の中で、「目標の達成状況」を見ていただきたいんですけど、後段の「しかし」というところでございます、「一般財源を確保するとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足については地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置」、補てん措置の内容は、その前ページの(1)カのところを書いてございますけれど、「を講じることとしたことから、地方財源の確保を行うという目標は有効に達成されたと考えられる」。

その前のところでございますが、「前年度評価以降の主な業務改善への取

組」のところでございますけれど、自治体のほうからは地方財政収支の見通しを早目に出して欲しいということで、今まで年末にならないと出てこなかったわけでございますけれど、「平成16年8月の段階で示し得る」仮試算というのを作成して、世の中に公表したというところを業務改善で努力したということで挙げてございます。

75ページを見ていただきたいのですが、もう1つ、「地方交付税の算定方法の簡素化」というのがございまして、自治体から見れば言うまでもなく地方交付税を支給されるに当たっていろいろな係数があるのですが、その係数が非常に簡略化されたほうがいいわけですし、それについては係数を削減し、算定方法の簡素化、透明化を図ってきたということで、これも地方交付税の簡素化を図るという有効性を達成したということになるという分析をしております。

「ウ 公債費負担の適正化」が書いてございますけれど、「16年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた20団体は全て完了し」、「目標は有効に達成された」ということでございます。

「今後の課題」でございますが、「平成18年度以降についても、所要の地方財源の確保」を図っていく、それから今の係数のところ等、地方交付税の算定方法について、「引き続き簡素化の見直し」を行っていくということが書かれてあります。

要旨のところ10ページを見ていただきたいのですが、「地方税制度の構築」のところでございます。本文では78ページになりますけれど、このところ3の(2)のところでございますけれど、税につきましても「その時々

の社会経済情勢」等「踏まえながら検討」されて、「毎年度の税制改正によって決定・具体化される」ので、なかなか数値化等の分析はしづらいんですが、いろいろな「非課税等特別措置の整理合理化の状況などの参考となる指標を総合的に勘案して必要性、有効性を把握」していきたいというところをしっかりと摘示（てきし）しております。

79ページのところの「道府県税および市町村税の税収構成比」の円グラフを、要旨のところには抜き書きしております。

81ページをご覧いただきたいのですが、「17年度税制改正」でございま

すけれど、「社会経済情勢の変化等に対応すべく」ということで、一例を挙げますならば「ウ 法人事業税の分割基準の見直し」があるのですけれど、これは「事業所数による基準を導入」した、平たく言えば、事業所数による基準を導入しなければ東京等一極集中でこの法人事業税が厚く盛られるところでございますけれど、事業所数を導入したことによりまして、例えば北海道など各地方にも手厚く行き渡るといような見直しを、「社会経済情勢の変化等に対応すべく」したということでございます。

それから81ページの最後のほうになりますけれど、税務につきましてもそういう意味で、地方税収等に関しましてフラット化等の課題があるわけでございますけれど、自治税務局においても「増員要求を行い、一部について認められた」ということでございます。

82ページを見ていただきたいのですが、この最初のところに、また「社会・経済の状況や政治的判断などの外部的要因が多いため、指標による目標の達成状況の分析が非常に困難である」ということが書いてございますけれど、その最後のほうでございますが、「地方税制度の改正は、中・長期的な観点から」していくものであって、「指標を単年度で比較しても大きな変化が表れることは少ない」のですが、去年に比べまして、毎年毎年の分析をやっていくことによって、中長期的なところもきちんと記述をというようところで記述がでございます。

次に84ページを見ていただきたいのですが、これは自治行政局が担当しております過疎地域等の「地域づくり」のところでございます。

85ページを見ていただきたいのですが、ここのところも、地域づくりにつきましては「各地方公共団体の自主的な取り組みに委ねることが基本」で、そういう意味では「参考となる指標に基づいて検証」ということにとどまりますがということが書いてございまして、以下、要旨に抜いた主な指標を記述してございます。

88ページをご覧いただきたいのですが、先ほど効率性の前回の宿題のところでも申し上げましたけれど、ここのところ、地方公共団体の地域づくり支援事業について、いろいろ国としてやるべきことがあるのかもしれませんが、「循環型社会形成、少子高齢化対策、地域資源の有効活用促進などに限定」

したというようなことで、重点化ということで効率性の試みをしております、というふうに記述してございます。

それから89ページでございますけれど、「過疎対策」のところですが、自治行政局の過疎対策室でも現地調査を行っております、過疎対策については交流施設の拡充が非常に有効——交流というのは都市から行った人がその過疎地域にまじっていただくということでございますけれど、そのところは現地調査をしっかりとやって、有効性等の課題について検証しております。

91ページをご覧いただきたいのですが、過疎対策、辺地対策、それぞれ「過疎問題懇談会」「辺地対策のあり方に関する調査研究会」の指摘を受けながら、分析をしているところでございます。

以上、行政管理、国と地方の関係の行革、それから地方の財政、税務等の政策評価についてのご説明でした。

次に「郵政行政」のほうに移りたいと思います。要旨では22ページの政策19をご覧いただきたいと思います。各論では152ページをご覧いただきたいと思います。

政策19でございますが、郵政事業全体の「国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展」という政策でございます。このところは152ページ「3 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法等」のところで書きましたが、これにつきましても「予め定量的な指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難」でございます、  
「日本郵政公社の監督の状況等を総合的に勘案して判断」していくものとしております。

153ページを見ていただいて、その中の指標の中で、「郵便局配置空白市町村数」というふうに書いてございますが、これは16年度末も15年度末と同様0市町村という状況になっております。

それから154ページでございますけれど、「イ 郵政事業に係る制度の企画立案の状況」のところでございますが、「具体的には」以下からでございますけれど、「日本郵政公社の業績評価を的確に行うため」に郵政行政局のほうで、公社の経営判断、管理を行う上で参考となるような、「民間企業における経営のあり方の調査研究」や、「郵政事業を取り巻く」競合分野の「市場環境の調査・分析等の調査研究」も行いまして、これは郵政公社から上がって

きます中期経営目標の目標達成状況等の分析ですが、外部のデータ等も頭に入れた上で客観的かつ的確な政策判断をしてまいりました旨の記述がございます。

155ページをご覧いただきたいのですが、郵政事業の制度のところ、「今後の課題」と「取組の方向性」でございますが、「郵政事業の適性かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な制度改正を行う」ということで、ご案内のとおり今官邸で、民営化という法案について新たな大きな動きがあるわけでございますけれど、それらも考慮に入れまして次年度以降、次々年度この分野についての評価をしていくということになるかと思えます。

次に、各論では157ページでございます、「国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上」のところでございますが、これにつきましては158ページに書いてございますようにUPU、万国郵便連合という国際機関がございまして、そこを中心とする活動についてどれだけ貢献しているのかという指標をもとに分析しております。ただ、去年は第23回万国郵便大会議、これは5年に1回開催されますが、ブカレストで開かれておりまして、前回そういうその実際、我が国が提案したものについてどれだけ世の中に裨益（ひえき）しているのかという定性的な記述も必要ではないかというご指摘も受けたので、今回2つのことについて我が国が発意して、それが世界で認められたというようなことを書いてございます。

161ページをご覧いただきたいのですが、「信書便」ということでございますが、これにつきましては162ページをご覧いただきたいのですが、15年度ときは許可事業者数が41社でございましたけれど、16年度は111社に増加してございます。それで163ページをご覧いただきたいんですが、実は6月21日の報道発表では122社ということで、さらに11社増えてございまして、このところ、有効性の分析のところ、この政策の目標は「利用者の選択の機会の拡大」ということでございましたので、事業者数が順調に増加しているので施策も有効性があるという記述になっております。さらに164ページにはこの審議会の担当の部会長の発言ということで、企業秘密を侵さない範囲でいろいろなアイデアを分かるような形で公表していくべきだというような記述がございます。ちなみにこの政策20と政

策21につきましては、今やっている取組を、それぞれ国際会議等に出て国際的連携を高めることと、信書便の話について今申し上げましたような啓発もしつつやっていくということで、特に新たな企てを加えるということが認められていませんので、類型Ⅱということで、「成果が上がっているため、取組を継続すべき」ということになっております。

以上、各論のご説明をさせていただきました。

【中邨座長】 ありがとうございます。

大変いろいろな分野にわたっておりますので、どこから始めればいいのかということになりますが、基本的には「行政改革の推進」、「地方分権の推進」、それから今お話し「郵政行政の推進」と3つのテーマでございしますが、順番に、どのテーマでも結構でございしますので、何かコメントがございましたらお願いをしたいと思います。いかがでございましょうか。多賀谷先生。

【多賀谷委員】 今回の行革とか分権化の推進とか、地方財源の確保とか、あるいは郵政事業の話等、それ自体が、何と申しますか、極めて政策的な題材であって、それについてこういう実績評価というのがどういう意味があるのか。これは今ご報告された方自体もそれを非常に気にされながら報告されているというのがわかるのですけれど、それは何回聞いていても気になりました。例えば分権化の推進など、総務省のほうとしては分権化の推進を測る尺度自体を自ら設けられて、それでもって政策を実行されているわけですが、その指標自体がどの程度実現しているかということを追跡するということ自体、どの程度意味があるのかというような気がどうもいたします。どうもそれだけではただ単に後追いをしているだけで、ちゃんとそのとおりやっていますという感じで、まあ、アウトプットを見ているというだけの話だろうという気がいたします。したがってやはり、どうしてもこの種の指標を、実績評価、政策の評価ということをする場合にはその指標は、当該担当官庁が現実に政策実現の手段として用いている指標以外の指標を使わざるを得ないのではないかと気がいたします。ただその指標を苦勞して、幾つかこういう指標を考えるとというふうに出されましたけれど、それもやっぱりその指標がオープンになると、今度はその指標自体の数字的な実現を図るという形になってしまうわけで、それもよろしくないのかなという感じがします。どうもそう

いう指標でもって測るということではうまくいかないのではないかという気がいたします。

感想めいたことしか言えないので、これは別に、今回の報告書に盛り込む必要はありませんけれど、やはり選択された指標の有効性の検証というものを、多分何らかの形でしなければいけないのではないかと思います。例えば分権化について総務省がこういう指標でもって実践するという、その指標が本当に現実を反映しているのかどうかというようなことを考えなければいけないというふうに。差し当たり最初はそれだけちょっと言っておきたかったので。

**【中邨座長】** ありがとうございます。どなたか。いかがでございましょう、滝澤委員いかがでございましょうか。

**【滝澤委員】** 今回のテーマのところで感じた部分は、私の若干興味でもあるんですけど、そういう削減をしていく、市町村の合併もそうですし、公務員の数等、これはいわゆる当事者の方々から見ればこの目標に向かって非常に邁進しているという数字も拝見できるんですけど、一方で社会的な位置づけで見ると、そういう削減された方がいて、どこへ行かれて、それがやはり社会に対してはそんなにインパクトがないんだと、ネガティブな、何かそういう、少し国民に非常に近い部分の視点も含めて、その結果をもう少し、裏というんですか、別の視点から評価をするようなことが必要なんじゃないかなという感じがしました。いわゆる定年の退職の自然減というものもあるでしょうし、こういういろいろなケアをされて別の職へ移られたとか、こういう人たちのある意味では後追いというか、削減をされた、いわゆる結果としてのひずみがないのか。そんな部分を少し、なければないで明記していただいたほうがいいかなという感じもしておりました。

それから前回、私は欠席させていただいたので議事録等、資料をちょっと拝見したんですけど、この政策評価の情報を公開する本来の目的というものが、まだ若干焦点が定まっていないようなご意見もあったように思いますけれど、ただ、やはり最終的には国民、住民に対してのサービスの向上だとか、生活の支援だとかいろいろな意味で貢献、あるいは住民にとってのよい結果になることが大きく言えば最終的な目標だと思いますので、そういう意

味ではやはり国民の声を、国、地方いろいろな努力をされて反映してこういう部分を回しているんだというような、努力というものをもう少しアピールされたほうがいいのかなど。どこかで今、多賀谷先生がおっしゃったように、施策でボンと落ちてそれが実績になりましたということではなくて、もう少し国民と、ある意味では今後ますますまだまだ一体化していかなければいけない部分もあろうかと思いますが、こういう取組が国民とのチャンネルになっていくんだという、そういう部分をもう少し明確にしてくれたほうが、これを読む側から見ると非常に受け取りやすいのかなという感じがしました。ちょっと、今のところで。

**【中邨座長】** ありがとうございます。どうぞ、小澤委員。お願いいたします。

**【小澤委員】** 初めに要旨に関してですが、前回のものと比べますと色の使い方等も工夫されて、さらに分かりやすくなったと思います、構成もいいと思います。そして一般の国民の方はすべての政策についてなかなかわからない人のほうが多いと思うんですが、この要旨であれば、なじみのない分野でもちょっと見てみようかなという気にさせるようにまとまっていると思います。

あと、政策1で今、滝澤委員からもご意見がありましたけれど、要旨の1ページのほうですね、「国の行政組織等の減量・効率化」ということで、定員が削減されているという表が載っているんですが、こちらの本論、評価書のほうでは早稲田大学の先生のご意見も載っております、私もただ単に数が減ったからそれだけでいいのだということではなくて、この評価書のほうでは先ほどのご説明ではちゃんとメリハリのある定員を考えて、例えば「国民の安全に関しては手厚くなっているけれども」というご説明がありましたので、この要旨の中にも、ただ数が減ってよい結果が出ていますということだけではなくて、ちょっとその辺も盛り込まれたほうがいいかなというふうに感じました。

以上です。

**【中邨座長】** はい、ありがとうございます。どなたかほかにございますか、市長、いかがでございましょう。

**【増田委員】** いや、私なんか見ていましたら、こんな広範なものをよくまとめられておられるなど、しっかりと評価、分析ができてるとただただ感心するばかり



なんですけれども。

1点だけ私の関係の地方財政の確保のところ、ちょっとだけ気になるところは交付税なんですけれど。地方交付税のことは「算定方法の簡素化」だけが出ておりますけれど、まあ、財務省から攻撃を受けておるのはやっぱり決算との乖離というのを非常に言われております。地方財政計画の歳出構造の大幅な見直しといいますか、普通建設事業から地方単独事業へという構造的な転換をやっていかないと、これから交付税がなかなか守りにくくなるのではないかということは我々の中でも一番の課題でございます。その点が、この「算定方法の簡素化」というだけでいいのかなというような気がします。そのあたり、見直しのものをもう少し、大きい意味での見直しのものが入っていたらいいのかなとちょっと思いましたので申し上げておきます。

以上です。

【中邨座長】 ありがとうございます。どうぞ。

【北大路委員】 私も小澤委員がおっしゃったとおり、この総論について、格段に分かりやすくなった、流れが非常にわかりやすくなったなと思ひまして、大変ありがたいと思っております。

それから効率性に関してのことなんですが、もともとこれは上山委員がご指摘だったときにも、これは次回というか今後の検討課題というようなお話だったのが、今回はおそらくこの資料をいただいたということでもう十分だなと思っているんですが。

特に今日後半のいろいろな政策についてのご説明をいただいて強く感じましたのは、前ははまだ効率性ということについていろいろ議論があってもいいかもしれないけれど、今回の例えば合併市町村数が効率いいとか、そういうことで分析していいのかな、そもそもちょっと違うんじゃないか。効率性の概念を、ストレートに出して評価していいような政策分野とそうでない分野をある程度見分けておかないと、単純に幾つのうち幾つは効率性について評価ができて、できていないというのでやると、これはちょっと違うのかなというような印象を持ちまして。これもおそらく次回以降、来年度以降の研究課題になるのかなと思ひました。

それから私も特に今回の、事業レベルではない政策レベルの内容を背景に

してしまっていて、確かにこのアウトカムレベルで合併市町村数とか、公務員の削減の数とかこういう形になってしまうんですが、というかどちらかというアウトプットレベルなのかもしれませんが、いずれにしてもどうしてそういうことをやっているのだという説明をすると、きっと白書のような話になってしまうと思うんですね、白書を読んだほうが早いと。例えばここに出てくるアウトカム、あるいはアウトプットかもしれませんが、市町村数はおそらく今一生懸命減らしているという、おそらく10年とかのうちに非常に財政力について基盤ができてくるとか、そういう意味で政策の間の関係が、因果関係があるような。例えば今の財政はこうだけれど、将来の財政はこうなるんじゃないかとか、あるいは今の自主財源はこれぐらいだけれど、とかそういう全体、10年ぐらいかかってこういう方向に持っていこうというような政策なんじゃないかと思うんですよね。そうすると、去年の実績とかおとしの実績とかいう話をする事自体が既にアウトプットでやるしかない世界で、本来は有効性の部分で非常に重要な政策なんだけれど、しかし実績を単年度で言えと言われたら、もう基本的にアウトプットの事を言う、これだけのことができたと言うしかない性質のものなのではないか、結果は10年後ぐらいに反映されているといいなというような、そういう感じのかな、というような印象を持っています。それを説明しようとする先ほど申し上げたように政策全体を地方行政は今何を狙っているのかというようなことを、全体的に説明することになってしまいますので、これまで白書でお書きになったようなことも出てきてしまうのかなと思っております。何か「政策評価」というのがどういう、評価書がどういうところを狙うのかなというかなり本質的な理解というルールを考え直すというようなことも。おそらく今のこの仕組みだとこれで精いっぱいのような気が私はしております。また逆に言うと、これだけ読んでも地方行政の全体を理解するのは大変難しいかな、そんな印象を持っています。

**【中邨座長】** ありがとうございます。荒巻委員はいかがでございましょう。

**【荒巻委員】** 非常に多岐にわたっているんで、我々の仕事はどういう権限と責務があるのか、なかなか自分でももう1つ、意見を言うにしてもこれは果たして評価会の意見かなというのを迷ったんですけど。先ほど市長さんが言われたよ

うな問題も、これは議会、国会での論議とか、あるいは地方6団体と政府との問題とか、あるいは財務省と総務省の問題とか、それぞれ役割とまた接点があるわけなので、その辺を私も迷っているわけですけど。

一般的に自己評価の1つの方向として、やっている政策を悪いとはなかなか自分で言えないのが幾つかまだ、表現が弱かったり、「など」ということでさっとかわしたというのが、ちょっと見ているとあちらこちら感じます。PFIなんかでも実際のところ日本の風土になかなか合わなかったり、最近のバブルの崩壊後の民間の力が落ちたとか、あるいは指導する行政のほうがノウハウがないとかいうことであまり成功していないし、幾つか大阪なんかでもいろいろな例で悩んでいるのを見ておりますので、これは総務省から言うと地方団体の仕事をまとめてここで書いているという、「魅力ある地方づくり」の中に書いてありますから、直接のあれではないのでやりにくいのか分かりませんが、「推進すべき」「推進すべく」だけ書いてあるので、こちらなんか細かく読んでみると課題も多いので、というようなことで、ある程度さらっとしてありますが、その辺が実際の場合、もうちょっとマイナスの事例なんかをもうちょっと重視するような指導が必要だということでもあれば、実際面でいいですからしてもらったほうがいいんじゃないかという感じがいたします。

今後やはり、いわゆる独立行政法人に対応した形で地方のいろいろな博物館とか、美術館などをして、指定管理者制度と呼んで、民間に一般で競争させて請け負わせるという制度なんかありますけれど、そういうのもPFIなどができたときと同じような流れの中で、民間にできること、あるいは民間の競争力を活用する場合、大きな方向というのは分かりますけれど、実際なかなか第一線での状況がそういうふうに入れ態勢ができていない中での問題ですので、この辺は慎重な表現のほうがいいなという感じを受けながら読ませてもらいました。

行政相談なんかの解決率が90%というのも確かにいいんですが、残りの10%が果たしてどういうふうにその後、本当にこれは言うほうがわがままとか無理なのか、あるいは制度、法律が悪いから本当は解決してあげたいけれど今のままではできないというので、どうしても放置されたままでいって

いるのか、いわゆる10%の質の問題があるんじゃないかというふうに思っています。この中でも若干そういう制度改正等をさせたとか、あっせんしたというのがありますけれど、毎年のパーセントだけじゃなくて残った10%がどういうふうに最後はなっていたかという、10%の歴年変化というのか個別の事案についての追跡というのか、類似の事案についての追跡、そういうふうな努力がどこかで表現されれば非常にありがたいなという感じがしました。

全般で非常に各担当課も一生懸命、慣れてきたし、制度の趣旨もかなり理解して表を作っていたと思いますので、流れとしては私も評価しております。

以上です。

【中邨座長】 はい、ありがとうございます。

【多賀谷委員】 よろしいですか。

【中邨座長】 はい、どうぞ。

【多賀谷委員】 一、二つ追加したいんですけど、今おっしゃった例えば行政相談のことについて、確かに解決率は90%になっていますけれど、他方そもそも行政相談の件数が減っているというようなこと、その場合、基本的になぜ減っているかということが多分考えたほうが良いと思う。減っているのは国民に苦情が少なくなっているから行政相談が来ないのか、それとも行政相談などしたって無駄だ、それよりマスコミに話したほうが早いからということ、そもそも制度として期待されないがために減っているのかという、その両方の可能性があるわけですね。単に件数がどうで満足がどうというだけでは多分話にはならないだろうと思います。

それからもう1つ個人情報のところの話。来年以降個人情報保護制度については新しくなるから従来のものですが、この従来の制度の仕組みについて一応褒めたような評価が出てきているわけですが、元来新しい制度ができるのは従来の制度が不十分、十分に機能していないからこそ新しい制度を作るわけで、そこを褒めてあるのは何かいかにもおかしいなという気がいたします。担当部局としては自分のところで問題があるとは書きにくいですが、現実にしかし問題があるところは、先ほど皆さん全部プラス的な

表現になっているということで、問題のあるところはあるわけですし、そこをどう書くか、あるいは誰に書かせるか。多分これは当該担当部局に書かせるわけにはいかないの、政策評価広報課のほうでおやりになるか、あるいは第三者的な立場の、委員会か何かに書かせる、そういう指摘があることを入れるというような工夫をする必要があるだろうと思います。

それぞれバラバラに言いますがもう1つ、ちょっと気になったのは、担当省庁、担当課がそれぞれの政策について複数書かれているわけですけど、特に放送関係が典型で、自治行政局にもありますけれど、現場の事業を担当する課と企画担当の課が両方一緒に存在しているわけですね。その場合において、実際にこれを書かれているのは企画担当のところだと思うのですが、企画担当の課とそれぞれの現場、例えば放送だったら中央放送課とか有線放送課、放送政策課等、相互の関係といいますか、あるいはその事業について政策担当課がどのように対応しているか、政策的な対応が十分にできているかどうか、なかなか難しいでしょうけれどそれを評価しなければいけない問題なんじゃないかなという気がいたします。それぞれの現状が実際の、例えば放送局の具体的な要求に応じて行政を行わなければいけないわけですけど、企画課はそれとは違って全体的な放送行政のあり方ということを考えなければいけないわけですから、その仕組みというものをおそらく考えなければいけない。大体そんなところですよ。

**【中邨座長】** 市長、いかがです。

**【増田委員】** 先ほど市町村合併の話が出たので、私のほうからも。私は前にもお話ししたように市町村合併を推進することが究極の地方行革であるから、これが1,800になるとというのはこれはこれですばらしい、実績として取り上げるのはいいんじゃないかというお話をさせてもらったんですが、ただおっしゃるようにそれですべてかというところじゃないので、まさにこれからが国や県から権限移譲を受けられる、財政的にも事務的にも受け皿となるそういう能力をつくるための手段でありますから、そのことがなくて単に数字的な数だけになっているということになると、やはり批判にも耐えられないところが出ると思います。そういう意味で私どもは、市町村合併でも次はやはり道州制の問題が当然出てくるべきと考えておりますので、既に各ブロックでは

道州制の検討も随分進んでおるようですので、ぜひここで、合併のところで今後の課題として道州制とか、さらなる地方制度の整備というようなことに結びつけていただいたらいいのかなと、そんなふうに思いましたので、ちょっと申し上げます。

【中邨座長】 ほかに何か。

【多賀谷委員】 今の話なんですけれど、道州制の話なり、あるいは郵政事業のこともそうなんですけれど、あるいは地方財源の確保、みんな非常に政治的な話なんですよね。政治的な話を、こういう実績評価でやるというのはなかなか難しい。だからいい悪いというのを言うべき問題なのかというのはちょっと聞いていて思いました。全く触れないわけにはいかないでしょうけれど、政策マターについて評価で決めちゃうというのも変な話なので。そこは何か工夫をしなければ多分いけないだろうと。現実にとられた政策について、後から見てそれについて一定の評価をするのはいいでしょうけれど、これからとらえるべき問題について、これがいいということはなかなか言えないでしょうから、それはどうするかというのは難しい話ですね。

【中邨座長】 大変興味あるご指摘でございます。ほかに。いかがでございましょう。

実は私のほうから4つばかりお話ししたいのですが、まず私の印象は既に担当の企画官などにお話し申しましたが、この要旨、それから今回の評価書はともに非常によくできているという印象を持ちました。そういう意味で担当の皆さんの大変な努力には敬意を表したいと思います。

ただ1つ気になりますのが、実は背景の部分でございます。現在、社会変動がある。その結果、政府の役割が問われている。それで政策評価をやるということなのですが、実際にはもう少し危機感を持たれたほうがいいなと個人的には思います。日本と韓国を除きますと、ほとんどの国で中央政府とか自治体というのはほとんどもう信用を失っているというのが現状でございます。トラスト・イン・ガバメントという言葉がありますが、パブリックトラスト・イン・ガバメント、つまり国民の政府に対する、あるいは自治体に対する信用度というのはヨーロッパなんかほとんどないと考えて間違いないと思います。それにかわって今世界で言われていることはシビルソサエティー論です。シビルソサエティーというのは決して市民社会という言葉ではありま

せんで、NGOとかNPOを指す表現です。多くの国では、政府のやることはもういいんだ、NPOやNGOがやるから政府はずっと下がっていると、こういうふうな意見が世界の各地で出ています。そういうことからしますと、今まではまだ政府とか自治体に対しては日本の国民は大変な信頼を寄せていますが、これはもういつまで続くか、私はわからないと思います。そういうふうな危機感を担当の皆さんはお持ちになったほうがいいのではないかと。今のところ、総論のところを拝見してみますと、非常に常識的であり新味がないというか、パンチが効いていないというのが私の1つは感想でございます。ですからシビルソサエティー論というのは間もなく日本にももう出てくる話だろうと思います。そのあたり1つ、次回にはお考えいただければと思います。

2つ目は、今回、私が気になりましたのは分権とか行革の話でございますが、特に分権につきましては、一方では「分権型社会の構築を目指して」という1つ大きなテーマがあるわけです。中身を見ますと地方財政計画、地方交付税の簡素化、あるいは行革大綱など、ほとんど以前の自治省がやっておられたことと変わっていません。これからはもし分権型社会とおっしゃるのなら、この地方のところはかなりこれからスペースが小さくなるんだろうなという気がいたします。しかしそれは自治行政局のレーゾンデートル（存在理由、存在価値）にも関わる話ですから、これはかなり難しいとは思いますが、そういう矛盾というのが私はあるように思います。

それから特に多賀谷先生から先ほどお話がありましたように、尺度の問題、どういうふうに、特に分権とか行革につきましては何をもって成果と見るのかという尺度が非常に難しい。それが我々皆さんの一致した意見だろうと思います。地方制度の編成は市町村合併で1,822という目標がほぼ定まっているわけです。それを前提にこの政策評価でやってまいりましたのは、プラン・ドゥー・シーというのが1つのサイクルであったと思います。それを、逆に今度はシー・ドゥー・プランというふうに、反対に向かって進んでいったらどうだろうか、そうすると例えば行革とか分権につきましては、ひょっとすると新しい尺度が出てくるのかなというふうなことも、私の感想、考えたところでございます。

それから最後に、例えば国の定員削減、非常にうまく進んでいるというお話、これは大変ありがたい話なのですが、ただ、しかし先回の議事録を拝見いたしましても、やはりこれはあくまでも絶対評価でございますので、私はやはりどこか相対評価というのが必要だろう。つまり日本ではあまりまだ知られていないのですが、韓国の盧武鉉政権は、日本の人事行政改革を飛び越して新しい人事行政をやると意気込んでおられます。大変大きな改革を考えておられまして、日本の人事行政参考にもならないというのが韓国政府の現在の考え方だそうでございます。それは私、担当者の方といろいろお話ししましたが、そうしますと、例えば韓国の指標と、人数は違いますが、韓国ではどのような状況かを国際的な視野から数字を入れられると日本の数字が大変説得力を持つというふうに私は考えております。

4点ばかりお話を申しましたが、私の感想でございます。何かほかにもございますか。

**【滝澤委員】** すみません、先生の後で若干ささいな、個人的な感覚なんですけど、特に今ちょっと触れられました人事管理の面の項目で、私、企業人としてこれをざっと見た印象なんですけれど、「退職後の生活にスムーズに適應できるような支援」だとか福利厚生とか、職員に対する厚いサービスをしているように半分見えてしまう。企業そのものはみんなそこが本当に十分かという悩みを持ちながら、やはりお金の面で節約をしながらやってきているので、何かやっぱり「公務員さんだけこんなに厚くていいのか」というような印象でちょっと受け取れるようなところがあります。ちょっとそれだけご配慮いただけるものであればというコメントです。

**【北大路委員】** 細かいこととか、形式的なこととかでもいいんですか。

**【中邨座長】** どうぞ、おっしゃってください。

**【北大路委員】** すみません、大変細かい、報告書の体裁の話なんですけど、実際どういう形で公表されるかよくわからないんですけど、つまらない話でごめんなさい、本体の評価書に目次があって政策1から26までの目次はあるんですけど、今どこを見ているかというのがなかなかわからなくて、少なくとも要旨にあるように、政策1、政策2というのが本体にも書いてあるといいのかな。例えば1ページ目に「社会経済の」と始まるところに「政策1」と書いてある



とか、あるいは政策1が続く限りはずっと右肩か左肩にどこかずっと「政策1」「政策1」と出てくるとか。今現に、探すのに随分時間がかかって。

それからこれは今からでは大変なんでしょうけれど、前回も気がついたんですが、要旨の図と本体の図とで目標の年度がちょうど逆に書いてあるんですよね、これはなぜかな。最初理解すれば後はよくわかるんですが、わざわざ逆にしなくてもいいのかな。平成14、15、16を16、15、14にしてあるんですけれど。つまらない話で申し訳ないんですけど、簡単に直るのであれば同じにさせていただくと。つまらない話ですみません。

あと、政策評価関係で全体でどのくらいの報告書の数になるんでしょうか。例えば1年間、平成17年度に冊子体で公表される報告書の種類が幾つかあるとしまして、例えば総論という薄い冊子と、要旨とか幾つかあるとしまして、それが実績評価だけじゃなくてまたそのほかもあると思うんですね、総合的なものとか。それを10何年度に出したものと出たものとかいうものを、すべての報告書のどこかに小さくても書いてあって「これはどれですよ」とわかると、今読んでいるのは総論で、これは全貌がわかるやつだとか、今読んでいるのは本体の簡単にしたやつだとかいうのが、たまたま1つ取ったときにどれだというのがわかるといいなと思いました。よくありますよね、「何を知りたかったらこれを読むといい」というようなもの、「全部知りたかったらこれを読めばいい」とか。

【中邨座長】 ほかに何かございます。

今の点で企画官のほうから何か。

【佐藤企画官】 いろいろご提示いただきまして参考になること多々ございまして、またちょっとグルーピングさせていただきまして、最後にもまたつながりますけれど、各部局とやり合うもの、それから体裁につきましてはなるべくご趣意に沿いたいと思いますので、努力をしてみたいと思いますし、それから将来的課題については、またこれからご相談しながらやっていきたいと思います。

【中邨座長】 ほかにどなたかご意見等ございますでしょうか。もしなければちょっと時間がまだ余っておりますが、本日の議題につきましての討論を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それじゃあ、これで会議を終わりたいと思います。それでは課長、よろし

くお願いします。

【野上政評課長】 大変長時間にわたりまして活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。最後に川崎政策評価審議官からごあいさつ申し上げます。

【川崎政策評価審議官】 政策評価審議官の川崎でございます。本日はちょっと平井官房長のほうが国会等の所用で途中で退席いたしましたので、私の方から代わりまして一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。皆様方には先週に続きまして2度に渡りまして、この評価会にご出席いただきまして本当にありがとうございました。大変ご多忙の中、いろいろお願いを申し上げますで大変恐縮でございました。おかげさまで大変活発なご議論をいただきまして、貴重なご意見をいただくことができました。大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。今日は本当に、前回に続きましていろいろのご意見をいただいております、先ほど企画官のほうからも申し上げましたように、原局とよく相談してまとめていくべきこと、それからまた報告書の体裁としてどういうふうにしていくか、あるいは政策評価広報課としてどうしていくかというような課題、そのあたりはそれでまた議論してまいりたいと思いますし、またもう少し検討に時間のかかる、また来年度以降も引き続き検討していくような課題、こういったものもありますので、これらそれぞれ分けながら対応を考えてまいりたいと思っております。いずれにしても本日いただきましたご意見は、これからの政策評価のますますの改善に役立つものであると思っております、私どもの省内の議論の中でぜひ活用させていただきます、この政策評価の進化に役立ててまいりたいというふうに考えております。

それから先般も官房長のほうからごあいさつ申し上げたかと思いますが、6月21日に閣議決定されました「骨太の方針2005」「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」でございますが、その中で政策評価と予算の連携強化を含め、政策評価制度に関する見直しを着実に進めるということが書かれております。今後、その詳細、具体化につきましては、行政評価局と財務省等の間で検討が進められていくということでございますが、私ども総務省といたしましても、政策評価の結果を予算編成に的確に反映させていきたいというふうに考えております。

いずれにしても本日もご検討いただきましたいろいろな政策評価、平成17年度の実績評価につきましては、来月の上旬に総務省の政策評価省内委員会のほうに諮りまして、正式に決定をさせていただきたいと思っております。その上で公表していくという段取りを考えております。またこれは単に公表するというだけではございまして、この後来年度の予算要求、あるいは総務省の重点政策の取りまとめ、あるいは機構・定員要求、法令等による制度改正、そういったものに十分活用してまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては大変貴重なご意見をいただいております、またこれまでもいろいろな検討に参加していただいておりますが、今後とも引き続きまして総務省の政策あるいは政策評価につきまして、ご指導ご支援を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。本当に今日はありがとうございました。御礼申し上げます。